

## 自家用電気工作物使用開始届出書

年 月 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒540-8535

住所 大阪市中央区大手前 1-5-44

氏名 近畿経産株式会社

取締役社長 田中一雄

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第 53 条の規定により届け出ます。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 電気工作物を設置する事業場の名称及び所在地 | 近畿経産株式会社 大阪支店<br>大阪市北区中之島 1-3-5   |
| 電気工作物の概要              | 需要設備 譲り受け<br>譲り受け先の氏名(名称)<br>第一経産株式会社<br>最大電力 1000キロワット<br>受電電圧 6.6キロボルト<br>非常用予備発電装置 210ボルト 500キロワット 2台<br>ディーゼル機関 1号、2号<br>燃料使用量 160リットル/時間<br><del>発電所</del> <del>ボルト</del> <del>キロワット</del> |
| 使用開始年月日               | 〇〇年〇〇月〇〇日   |

- 備考 1. 譲受け又は借受けに係る電気工作物の場合は、その旨及び譲受け先又は借受け先の氏名又は名称を電気工作物の概要の欄に附記すること。  
2. 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。